

荒尾市小学校給食費無償化事業

《小学校給食費無償化概要》

本市における学校給食は、学校給食法に定める学校給食費を小学校月額 4,200 円として安全で安心な食材を調理して提供しています。

学校給食費の無償化は、荒尾市が「子どもは地域の宝、みんなで育む「人づくり」」を実現するための施策として実施するものです。

1. 学校給食の目的

食育基本法では、成長期にある子どもへの食育・徳育は、健やかに生きるための基礎を培うことを目的としています。また、地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さを理解する上で食は重要な教材になります。学校における食育の中心は給食で、学校教育に必要な教材と同様の性質のものとされています。

2. 学校給食対象者人員（平成 29 年 4 月 7 日現在）

| | 小学校 | 中学校 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|
| 荒尾市 | 3,062 | 1,560 | 4,622 |
| 長洲町 | 826 | 390 | 1,216 |
| 合計 | 3,888 | 1,950 | 5,838 |

3. 経費の見込み額

(1) 平成 29 年度後期見込額

2,769 人（在籍者）×4,200 円（月額）×6 ヶ月＝ 69,778,800 円

(2) 平成 30 年度当初見込額

2,769 人（在籍者）×4,200 円（月額）×11 ヶ月＝127,927,800 円

4. 補助対象の条件

(1) 補助対象者（いずれにも該当する者）

- ①学校教育法第 17 条第 1 項の規定による小学校又は特別支援学校の小学部に在籍する児童の保護者
- ②本市に住所を有し、当該児童と生計を一にしている保護者
- ③ただし、当該児童と生計を一にし、本市に住所を有することができない事情がある場合において、教育委員会が特に必要があると認めた児童の保護者
(例 DV、震災等)

(2) 補助対象外

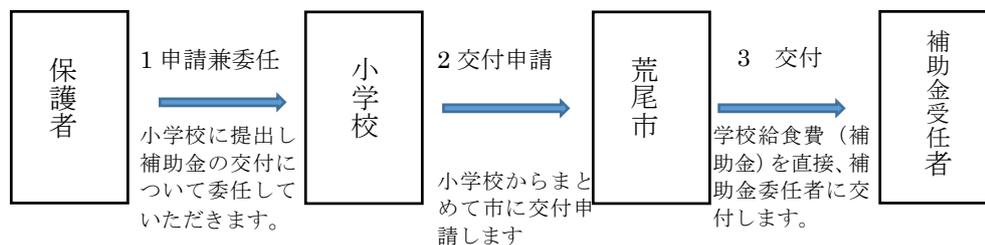
- ①就学援助費、特別支援教育奨励費等を受給している保護者
- ②生活保護による教育扶助を受けている保護者
- ③学校給食費を滞納している保護者

(但し、児童手当等による徴収の申出書又は誓約書等の提出がある場合は除く)

5. 手続フロー

(1) 〈市立小学校の場合〉

市から直接、補助金受任者に学校給食費の実費分を補助金として交付します。



(2) 〈個人申請の場合〉

保護者が、通われている小学校に支払った学校給食費分（上限有）を補助します。

